

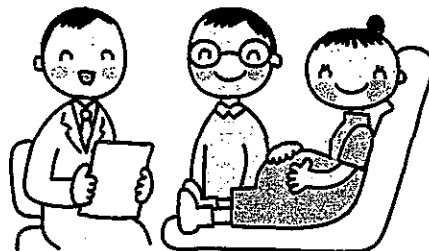
# すこやかな妊娠と出産のために



## 妊娠したらどうしたら良いの？

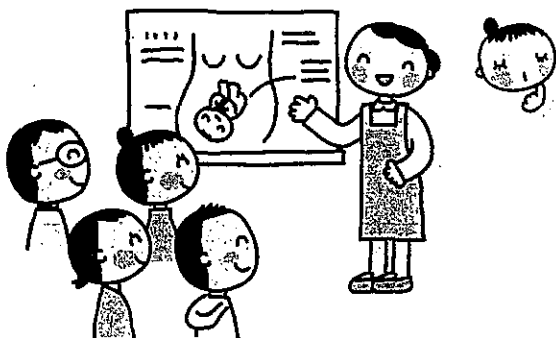
### 妊婦健康診査を必ず受けましょう！

- 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- 少なくとも毎月1回（妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回）、医療機関などで健康診査を受けましょう。



## 妊婦健康診査って何をやるの？

- 妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- 特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- 妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。



## 妊娠したら誰に相談すればよいの？

### 専門家の保健指導を受けましょう！

- 妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。
- 窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。
- 分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の母子保健担当に連絡し、母子保健サービスの説明を受けましょう。
- その他、妊娠・出産についてのお悩みも、専門家にご相談下さい。

## 気をつけたい症状

次のような症状が出たら早く医師に相談を！

<input checked="" type="checkbox"/> むくみ	<input checked="" type="checkbox"/> がんこな便秘
<input checked="" type="checkbox"/> 性器出血	<input checked="" type="checkbox"/> 普段と違うおりもの
<input checked="" type="checkbox"/> 腹痛	<input checked="" type="checkbox"/> 強い頭痛
<input checked="" type="checkbox"/> 発熱	<input checked="" type="checkbox"/> つわりで衰弱がひどい
<input checked="" type="checkbox"/> 下痢	<input checked="" type="checkbox"/> イライラ
<input checked="" type="checkbox"/> めまい	<input checked="" type="checkbox"/> 動悸が激しい
<input checked="" type="checkbox"/> はきけ・嘔吐	<input checked="" type="checkbox"/> 今まであった胎動を感じなくなったとき
<input checked="" type="checkbox"/> 強い不安感	

### ● 働いている妊婦さんへ

会社に申し出れば、勤務時間内に妊婦健診を受診するための時間をとることができます。（男女雇用機会均等法第12条）

▶ 詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>



## マタニティマーク

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

マタニティマークは、厚生労働省のHPから自由にダウンロードできます。詳しい活用方法や内容についてもこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



## マタニティマークについて

### 1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

#### ○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

### 2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



### 3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取り組みへの協力を依頼している。

## 「マタニティマーク」に関する取組の状況調査結果

【平成19年8月31日現在】

## ①マタニティマークに関する広報物及びグッズ(注)を作成・購入している市区町村数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	30	93
リーフレット	25	59
バッジ	30	47
キーホルダー/チェーンホルダー	104	318
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	52	140
ストラップ	25	49

## ②マタニティマークに関する広報物及びグッズの作成・購入数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	24,350	16,625
リーフレット	75,939	70,087
バッジ	43,309	47,411
キーホルダー/チェーンホルダー	72,049	359,096
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	128,890	177,659
ストラップ	37,531	71,287

## ③グッズなどの配布方法別自治体数

	母子健康手帳と 同時に配布	母親・両親学級 などで配布	その他(希望者など)
平成19年度	644	44	47

## ④その他の主な取組

- 広報誌やホームページなどを活用した普及啓発
- 母子保健事業を紹介した冊子や母子健康手帳へのマタニティマークの掲載
- 障害者用の駐車場などへのマタニティマークの看板の設置

(注:グッズとは、バッジ、キーホルダー/チェーンホルダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど)

〔厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ〕

別添②

マタニティマークに関するグッズ(注)を配布している自治体数(都道府県別)

【平成19年8月31日現在】

都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
北海道	180	11	25
青森県	40	1	6
岩手県	35	2	5
宮城県	36	6	9
秋田県	25	1	3
山形県	35	0	5
福島県	60	4	9
茨城県	44	4	16
栃木県	31	6	10
群馬県	38	6	11
埼玉県	70	32	48
千葉県	56	5	20
東京都	62	15	29
神奈川県	33	6	14
新潟県	35	1	6
富山県	15	2	5
石川県	19	1	5
福井県	17	2	5
山梨県	28	3	10
長野県	81	3	13
岐阜県	42	3	15
静岡県	42	2	11
愛知県	63	16	38
三重県	29	5	7

都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
滋賀県	26	2	6
京都府	26	2	7
大阪府	43	9	27
兵庫県	41	3	16
奈良県	39	3	8
和歌山県	30	3	5
鳥取県	19	0	2
島根県	21	2	6
岡山県	27	6	9
広島県	23	1	8
山口県	22	1	7
徳島県	24	2	3
香川県	17	2	7
愛媛県	20	2	5
高知県	35	2	4
福岡県	66	6	19
佐賀県	23	2	7
長崎県	23	2	1
熊本県	48	2	8
大分県	18	2	7
宮崎県	30	2	9
鹿児島県	49	5	12
沖縄県	41	1	1
合計	1,827	199	509

(注:グッズとは、バッジ、キーホルダー/チェーンホルダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど)

[厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ]

# 食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

(資料6) 食育の推進

## 取組の方向性

### 食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

- 妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実
- 保育所等における食育の推進

### 子ども・子育て応援プラン(食育の推進に関する目標)

- 保健センター、保育所、学校等関係機関と連携して食育の取組を推進する市町村 100%
- 給食や保育活動を通じて食育の取組を推進する保育所 100%

### 「健やか親子21」における目標

- 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 87.1%)

健やか生活習慣  
国民運動(仮称)

H20~

子どもの頃からの健全な食習慣の形成が  
生活習慣病対策の観点からも重要

関係団体の推薦  
取組事例の提供等

## 現状の取組

### ○自治体での取組

自治体での取組の推進 (次世代育成支援交付金)

妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

### ○保育所における取組

保育指針の見直しの検討(食育に関する記載も検討)

保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月)

### ○民間企業等の取組

幼児のための食環境づくり

## ◎取組内容の充実・実践の促進が必要

(子どもの健全育成の観点からの取組の充実)

○取組事例の収集・分析→公表

○食環境づくりに関する普及啓発

## ◎科学的根拠の整理

妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及びその活用に関する検討

(H20年度)基準づくり(分科会設置)

普及啓発

基盤整備

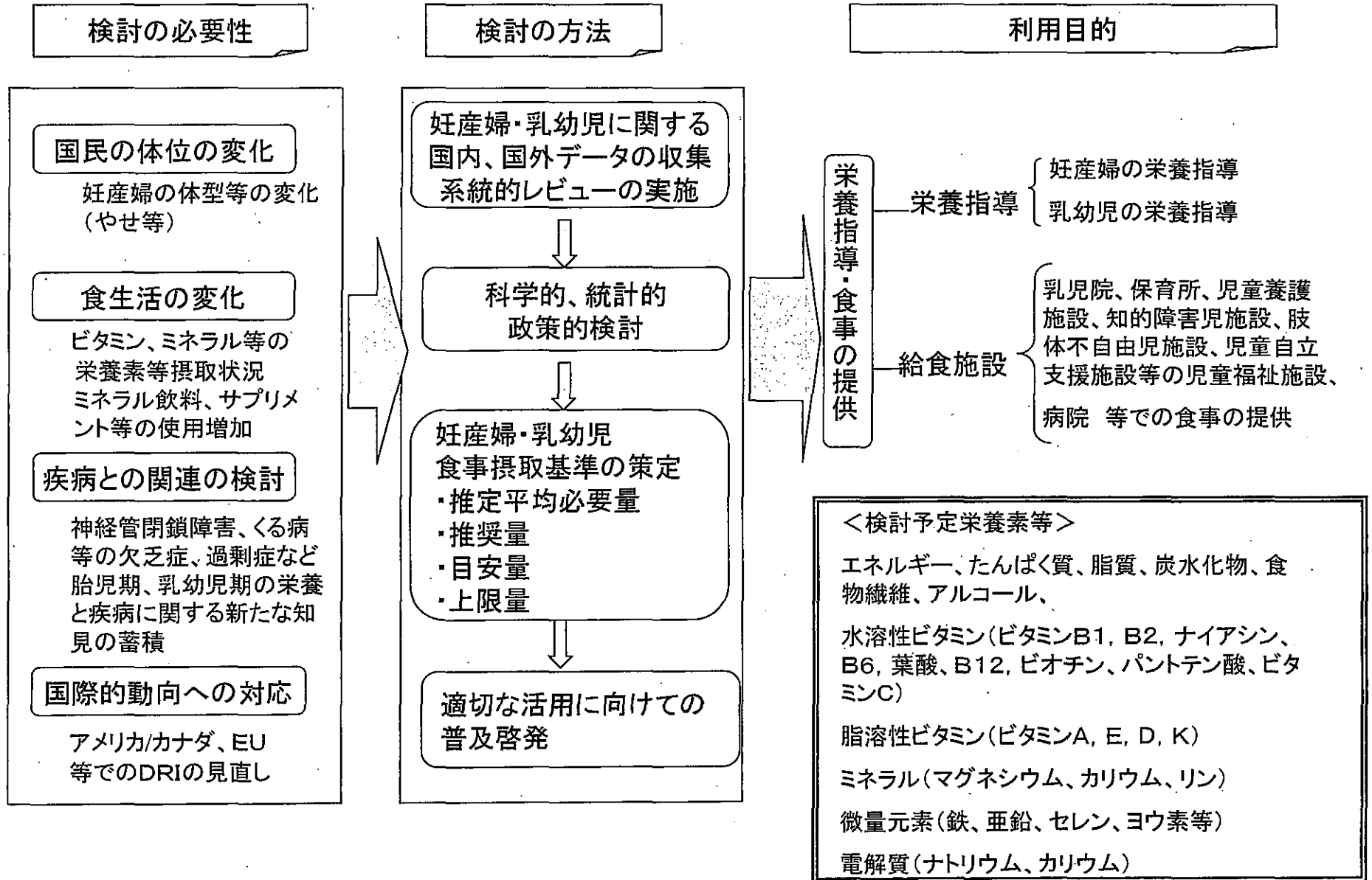
## ガイドラインの策定

○食から始まる健やかガイド(平成16年2月)

○妊産婦の食生活指針(平成18年2月)

○授乳・離乳の支援ガイド(平成19年2月)

# 妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の策定



新(案)	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知)、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について(平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知)は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第 ※ 号 平成20年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区长</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知)、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について(平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知)は、廃止する。</p>

新(案)

旧

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

(削除)

1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等(以下「保健福祉関係機関等」という。)と連携した支援体制の構築を図る。

なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。

① 子どもの心の診療支援(連携)事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

別紙

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 (略)

第2 事業内容

1 母子保健強化推進特別事業

(1) 事業目的

母子保健施策の推進のため、都道府県において実施する、特に必要かつ効果的な事業について支援を行う。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業の内容

母子保健強化推進特別事業の対象となる事業は、都道府県の策定する特定事業主行動計画を踏まえ、管内市区町村との連携による都道府県全域を対象とした事業又は今後、都道府県全域に広く普及させることを目的として実施する事業のうち、次に掲げる内容の先駆的モデル事業とする。

① 乳幼児死亡、妊産婦死亡、周産期死亡等の改善対策事業

② 母子疾病予防対策事業



新(案)

② 子どもの心の診療関係者研修事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

2～4 (略)

5 周産期医療対策事業について

(1) 目的 (略)

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業内容

① 周産期医療協議会の設置 (略)

② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)

③ 周産期医療関係者研修事業 (略)

④ 周産期医療調査・研究事業 (略)

⑤ NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICUに併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。

イ コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(7) 必須の業務

a NICU及びGCUの長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・調整

(i) 必ずしも全てを行う必要は無いが、地域の実情に応じて、他職種とも連携しながら実施すること

a 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携

b 家族への包括的なケアの提供

c 在宅生活等への移行に伴う医療的・福祉的環境整備

(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針 (略)

旧

2～4 (略)

5 周産期医療対策事業について

(1) 目的 (略)

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業内容

① 周産期医療協議会の設置 (略)

② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)

③ 周産期医療関係者研修事業 (略)

④ 周産期医療調査・研究事業 (略)

(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針 (略)

新(案)	旧
<p>6 <u>健やかな妊娠・出産等サポート事業</u>について</p> <p>(1) 目的 小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。<u>また、併せて、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、妊娠・出産の安全・安心の確保を図る。</u></p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>① <u>小児科・産科医療体制整備事業</u> 医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げるア又はイの取組を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。 ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組 イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等</p> <p>② <u>安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業</u> <u>健やかな妊娠・出産等をサポートするためのア又はイに係る先駆的な取組を実施するものについて、ア及びイの各々について1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</u> ア <u>妊娠期における支援体制の充実に資する取組</u> 妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築に資する取組 イ <u>出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組</u> <u>周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための取組</u></p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。 ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。</p>	<p>6 <u>小児科・産科医療体制整備事業</u>について</p> <p>(1) 目的 小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げる事項を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。<u>また、既存の事業では対応できない分野とする。</u></p> <p>① 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組 ② 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等</p> <p>(4) <u>その他</u> <u>事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。</u> <u>「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」(平成17年12月22日付医政発第1222007号、雇児発第1222007号、総財経第422号、17文科高第642号・厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知)</u></p> <p>第3 国の助成 母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。 ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p> <p>第4 事業計画 この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。</p>

新(案)

雇児母発第0823001号  
平成17年8月23日

一部改正 雇児母発第1011001号  
平成18年10月11日

一部改正 雇児母発第0514001号  
平成19年5月14日

一部改正 雇児母発第 ※ 号  
平成20年※月※日

各 都 道 府 県  
指 定 都 市 } 母子保健主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

標記については、平成17年8月23日雇児母発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたところであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いたい。

なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)は、この通知の施行をもって廃止する。

記

1 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について  
(略)

旧

雇児母発第0823001号  
平成17年8月23日

一部改正 雇児母発第1011001号  
平成18年10月11日

一部改正 雇児母発第0514001号  
平成19年5月14日

各 都 道 府 県  
指 定 都 市 } 母子保健主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

標記については、平成17年8月23日雇児母発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたところであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いたい。

なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)は、この通知の施行をもって廃止する。

記

1 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について  
(略)